

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 外15名

被告 東北電力株式会社 外9名

第2準備書面

令和7年5月15日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力株式会社

訴訟代理人弁護士

吉 原 朋

同

高 橋 俊

同

泉 篤

同

丸 山 真

同

中 澤

同

森 駿

代

同 佐々木 智 生

同 宮 坂 智

同 鈴木 莉

同（連絡担当） 小 林 郁 也

上記当事者間の頭書事件について、被告ら 8 社は、原告らの令和 7 年 1 月 31 日付け原告ら第 1 準備書面（以下「原告ら第 1 準備書面」という。）及び原告らの令和 7 年 3 月 31 日付け原告ら第 2 準備書面（求釈明申立書）（以下「原告ら第 2 準備書面」という。）に対する反論を目的として、以下のとおり弁論を準備する。なお、略語は特記なき限り被告ら 8 社の従前の例による。

1 将来の差止請求については請求権の適格性が問題とならないとする主張について

(1) 最判昭和 56 年 12 月 16 日の趣旨が本件においても妥当すること

原告らは、最判昭和 56 年 12 月 16 日民集 35 巻 10 号 1369 頁（以下「昭和 56 年最判」という。）が将来の損害賠償請求について判断を示したものであって、将来の差止請求について判断を示したものではなく、また、将来の損害賠償請求権の存否を確定できない昭和 56 年最判の事案とは異なり、本件では将来気候変動による影響が深刻化することが確実であることが科学的に明らかであるとして、昭和 56 年最判の判断は本件に妥当しないと主張する（原告ら第 1 準備書面第 1 の 3〔4 頁〕、第 2 の 1〔6～7 頁〕）。

しかしながら、昭和 56 年最判は、民事訴訟法 135 条（平成 8 年法律第 109 号による改正前の民事訴訟法 226 条）の趣旨について、「およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて前記の要件のもとに将来の給付の訴えを認めたものではなく、主として、いわゆる期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、ただ、これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証しうる別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により右請求権成立のすべての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給

付の訴えによる請求を可能ならしめたにすぎない」と解し、同条の趣旨に基づき、本来例外的に認められるべき将来給付の訴えに係る請求権が適格性を有するためには、①請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測され、②請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動があらかじめ明確に予測しうる事由に限られ、③請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止しようという負担を債務者に課しても格別不当とはいえない、といった要件を充足する必要がある旨の判断を示したものである。

すなわち、昭和５６年最判の示す要件は、その説示の内容に照らして、同要件により判断する対象が将来の損害賠償請求権であることに即して示されているものではなく、民事訴訟法１３５条の趣旨を踏まえ、およそ将来の給付請求権全般について妥当する内容として述べられているものと解される。本件における原告らの差止請求は、将来の不作为を求める給付請求にほかならず、本件においても昭和５６年最判の趣旨は同様に妥当する。そして、本件において将来の差止請求に係る請求権の適格性が認められないことは、既に主張したとおりである（被告ら８社答弁書第２の１(2)、(3)〔６～８頁〕）。

さらにいえば、昭和５６年最判は、現在不法行為が成立し、それが将来にわたり継続することを前提としながら、口頭弁論終結時以降に生じる損害については、近い将来に係る損害賠償請求権についてさえ、一切請求権としての適格性を認めていない。これに対し、本件における原告らの請求は、「２０３０年度及び２０３５年度」の不法行為の成立を根拠に将来の割合的な差止めを求めるものであるところ、口頭弁論終結時から隔離した将来の時点における不法行為を請求原因とし、かつ、不法行為の要件に該当する内容すら不確定であるといわざるを得ないから、昭和５６年最判の事案との比較においても、およそ将来請求として請求権の適格性が認められる余地はない。

したがって、昭和５６年最判の述べる民事訴訟法１３５条の趣旨は、原告らの将来の差止請求についても妥当すると解すべきであり、原告らの請求は将来請求として請求権の適格性を欠くものである。

(2) 原告らの引用する裁判例は本件において妥当しないこと

原告らは、名古屋高判平成１０年１２月１７日判タ１０１５号２５６頁を引用し、原告らの請求につき、権利利益の侵害の蓋然性は本案要件ないし実体要件として判断され、権利利益の侵害の蓋然性が認められない場合には民事訴訟法１３５条によって訴えが却下されるのではなく、請求が棄却されるべきである旨主張する（原告ら第１準備書面第１の２〔３～４頁〕）。

この点、前掲名古屋高判平成１０年１２月１７日は、同訴訟の原告らが、人格権等に基づき、長良川の河口堰建設工事の差止めを求めた事案である。同判決は、履行期日の限定されていない建設差止請求訴訟は、現在から将来にわたり建設行為をしないという継続的な不作為を請求する訴訟であって、事実審の口頭弁論終結時点における継続的不作為請求権の存否が審理の対象となることから、かかる継続的不作為請求権を直ちに将来給付の訴えと解することはできず、訴訟要件として「あらかじめその請求をする必要」（民事訴訟法１３５条）という要件が必要であるとは解されないことを前提として、河口堰建設工事の完了により今後なされる建設工事が存在しないため人格権侵害のおそれがないとの主張については、実質的には事実審の口頭弁論終結時点における人格権侵害に係る実体法上の要件の欠缺を主張するものであるとの判断を示している。

一方、本件の原告らの請求は、現在における被告らの行為について不作為を求めるものではなく、「２０３０年度及び２０３５年度」という将来の一時点（期間）において、同時点での不作為を求めるものであるから、前掲名古屋高判平成１０年１２月１７日とは事案が異なり、同判決の判断が当てはま

るものではない。すなわち、原告らの請求は、継続的不作為請求ではなく、将来の給付を求めるものにほかならないから、前掲名古屋高判平成10年12月17日が判示した、継続的不作為請求を将来請求と解することができず民事訴訟法135条の要件が必要であるとは解されない、との前提が原告らの請求に当てはまるものではない。

したがって、前掲名古屋高判平成10年12月17日を根拠として原告らの請求については民事訴訟法135条によって訴えが却下されるものではない旨をいう原告らの主張は当を得ない。

(3) 差止請求訴訟における請求権の適格性の要件が差止請求権の本案要件ないし実体要件に包含されるものではないこと

原告らは、被告らの主張する請求権の適格性の要件に係る判断は差止請求権の本案要件ないし実体要件に位置付けられており、権利利益の侵害の蓋然性にかかる要件の判断に包含されるとして、原告らの請求につき、民事訴訟法135条により訴えを却下する余地がないかのように主張する（原告ら第1準備書面第1の2〔3～4頁〕）。

しかしながら、本件において、原告らは差止請求の法的根拠を不法行為と主張しており、不法行為の要件は「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」であるところ、「権利又は法律上保護される利益」が侵害される蓋然性をもって不法行為に基づく差止請求の成立要件を充たすとする原告らの主張自体が独自の見解に基づくものである。

また、被告ら8社が従前より主張しているとおり、将来の不作為義務の履行を求める差止請求についても、現在まったく違法行為がない場合に将来の給付を求める訴えを提起するには、将来違法行為が行われる高度の蓋然性が認められることが、民事訴訟法135条の要件として必要であると解される

(被告ら 8 社答弁書第 2 の 1 (1)〔5 頁〕、兼子一原著・松浦馨ほか著『条解民事訴訟法〔第 2 版〕』795 頁(2011 年、弘文堂))。

したがって、差止請求訴訟における請求権の適格性の要件は差止請求権の本案要件ないし実体要件に包含されるものではなく、請求権の適格性に係る要件を欠く場合には、民事訴訟法 135 条により原告らの訴えは却下されるべきである。

(4) 被告ら 8 社が原告らが主張する法的義務としての CO₂ 排出量削減義務を負わないこと

原告らは、「科学的知見に関する主要な証拠及び国際社会の合意、さらに多くの裁判所の決定などによって被告らの将来の時点における削減義務を明らかにしている」(原告ら第 1 準備書面第 3 の 1〔17 頁〕)として、被告らが、IPCC 第 6 次評価報告書統合報告書(甲 B 6)に示される削減経路による CO₂ 排出削減義務を法的義務として負う旨主張する(同第 2 の 4 ないし 6〔11～16 頁〕、第 3 の 1〔16～17 頁〕)。そして、かかる法的義務を前提として、原告らの差止請求は、将来給付の訴えとしての適格性を欠くものではないと主張するものと解される。

しかしながら、原告らの主張する「科学的知見」、「国際社会の合意」及び「多くの裁判所(被告ら 8 社注：外国裁判所)の決定」は、仮にそれらが存在したとしても、いずれも国内事業者である被告ら 8 社につき法的義務を生じさせるものではなく、被告ら 8 社が、将来における CO₂ 排出削減につき法的義務を負う根拠とはならない。

原告らは、「1.5℃目標(50%)への道筋は、COP28(2023年)での決定において確認され、・・・国際社会のコンセンサスとなった」、「IPCCによる科学的な知見に基づき、排出削減の必要性は明確になり、国際的な合意に基づき、それは法的義務として明確になっている」(原告ら第 1 準備

書面第2の4〔14頁〕と主張するが、原告らの主張する「国際社会の合意」は、いずれも被告ら8社に対する法的拘束力を持たず、被告ら8社のCO₂排出削減義務の発生根拠となり得ないことは、既に主張したとおりである（被告ら8社第1準備書面第3の2(2)ア(7)～(1)〔58～59頁〕）。また、COP28における排出削減水準は、「各国の状況、経路、アプローチの違いを考慮し、各国が決定した方法で・・・貢献するよう呼びかける」ものであり（甲A13-2・5頁）COP28において同削減目標が合意、確認されたものでないことも既に述べた（同第2の6(1)エ(1)〔25頁〕）。

さらに、原告らの主張する「多くの裁判所の決定」は、外国裁判所による判決を指す¹ものと思われるが、外国判決が日本法を準拠法とする本件において先例として援用し得ないことも既に主張したとおりである（被告ら8社第1準備書面第3の2(2)ア(1)〔59頁〕）。

このように、原告らの主張する事情は、いずれも被告らの将来におけるCO₂排出削減義務の発生根拠となり得るものではない。原告らは、排出削減義務の履行が国際社会の「条件」となり、2030年度及び2035年度が「期限」となり、本件の訴訟物は「期限付請求権」ないし「条件付請求権」類似の請求権であるなどとも主張するが（原告ら第1準備書面第2の6〔15～16頁〕）、そもそも被告ら8社は原告らが主張する法的義務としてのCO₂の排出削減義務を負っていないのであるから、その主張は前提を欠くものである。

したがって、被告ら8社は、原告らが主張する法的義務としてのCO₂排出削減義務を負っておらず、将来の請求権の基礎となるべき事実関係又は法律関係は現に存在していないのであるから、原告らの差止請求は将来給付の訴えとしての適格性を有しない。

¹ 原告らは、「オランダ最高裁判所判決」として甲A9の1及び2を挙げるが、甲A8の誤記と思われる。また、同判決が、「ドイツ憲法裁判所、欧州人権裁判所、ハーグ高等裁判所などに引き継がれ、確認され」と主張するが、いかなる判決を指すものか明らかでない。

(5) 被告らの手続保障における衡平性を欠くものではないとの原告らの主張
(原告ら第1準備書面第3〔16頁以下〕)には理由がないこと

ア 将来における気候変動に関する明確な予測ができないこと

原告らは、「今後も危険な気候変動の影響の評価の精度が高まることはあっても、低下することはなく、削減義務はより厳しくなる」ことを根拠として、手続保障の衡平性を欠くものではないと主張するようである(原告ら第1準備書面第3の1〔16～17頁〕)。

しかしながら、従前から主張するとおり、気温上昇に関する科学的知見の成果や予測は、気候変動の進行状況や予測に関する科学水準の上昇等によって時々刻々と変化するものであって、かかる科学的知見に基づき各種研究機関がそれぞれ提言する排出削減目標は、常に新たな提言や、見直しが見込まれる可能性を有する(被告ら8社答弁書第2の1(2)ア〔6頁〕等)。今後の気候変動の影響の評価については悪化の一途をたどり、削減義務はより厳しくなる方向での変動しか起きえないとの主張は原告らの独自の見解に過ぎず、原告らの差止請求の適法性を基礎づけるものとはなり得ない。

イ 民事執行法上の審尋手続は被告らの手続保障として十分でないこと

原告らは、間接強制等の手続において、審尋の機会による一定の手続保障があることをもって、手続保障の衡平性を欠くものではないなどと主張する(原告ら第1準備書面第3の2〔17～18頁〕)。

しかしながら、強制執行手続における審尋手続は、債務名義等で確定ないし公証された権利の存在を前提として、主としてかかる権利を実現するための民事執行法上の要件を審理する観点から設けられている非訟的要素のある手続である。手続の迅速性、定型性が求められる強制執行手続の

審尋手続において差止請求の成否のような実体的な審理が十分に行われることは期待し難く、手続として相当でない。そうであれば、結局のところ、被告ら 8 社は、同時点における不法行為の成否につき民事執行法上の審尋手続ではなく請求異議の訴えをもって争わざるを得ないが、これは、本来の主張立証責任を被告ら 8 社に転換するに等しい。既に主張したように（被告ら 8 社答弁書第 2 の 1 (3)〔7～8 頁〕）、これは被告ら 8 社に過大な負担を課すものであって、司法手続における衡平を著しく害する。

また、民事執行法上の審尋手続や民事訴訟法上の弁論手続があるとしても、前記(5)アで述べたとおり、結局、気温上昇に関する科学的知見の成果や予測は、気候変動の進行状況や予測に関する科学水準の上昇等によって時々刻々と変動するのであり、将来の事情は不確定である。そのため、審尋手続や弁論手続の場で被告ら 8 社が主張立証すべき事実が現時点で一義的に明確でなく、将来請求を適法ならしめるに値する手続保障として、依然、不十分であることは明らかである。

2 被告ら 8 社における CO₂排出削減の取組みについて

原告らは、「被告らは現時点においても将来においても排出削減の必要性を認めておらず、排出削減の意思も持ち合わせていないというほかない」（原告ら第 1 準備書面第 1 の 4〔6 頁〕）、「被告らの本件応訴態度は、図らずも、被告らの削減義務が軽減されることを期待して現在の削減を実行する意思がないことを吐露したものといえる」（原告ら第 1 準備書面第 2 の 6〔16 頁〕）などと主張する。

しかしながら、既に述べたとおり、被告ら 8 社は、CO₂排出削減目標を定めその実現に向けて取り組んでいるのであって（被告ら 8 社第 1 準備書面第 2 の 8 (1)〔40～43 頁〕）、「被告らは現時点においても将来においても排出削減の必要性を認めておらず、排出削減の意思も持ち合わせていないというほかない」

「被告らの本件応訴態度は、図らずも、被告らの削減義務が軽減されることを期待して現在の削減を実行する意思がないことを吐露したものといえる」などという原告らの上記主張は、被告ら８社のこれらの取組みを無視し、独自の価値判断に基づいて被告ら８社を非難するものにほかならず、不当である。

以 上